

## 島根県喀痰吸引等登録研修機関設備整備支援事業補助金交付要綱

### (通則)

第1条 県の交付する喀痰吸引等登録研修機関設備整備支援事業補助金（以下、「補助金」という。）については、医療介護総合確保促進基金を財源として、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成27年5月13日老発0513第9号厚生労働省老健局長通知の別紙）及び島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助金交付の目的)

第2条 この補助金は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項に定める喀痰吸引等の登録研修機関（以下、「登録研修機関」という。）として新たに登録を受ける者が研修を実施するのに必要な機械器具等の購入に要する経費を支援することにより、介護職員の喀痰吸引等研修の受け皿拡大を促進し、喀痰吸引等の医療的ケアを実施することのできる介護職員を養成し、もって喀痰吸引等を必要とする高齢者等に対するサービスの質の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第3条 この補助金は、登録研修機関として新たに登録を受けようとする者であって、次の各号を満たす者を補助対象とする。

- (1) 県内に事務所を有すること。
- (2) 喀痰吸引等研修を毎年度定期的実施する予定であること。
- (3) 喀痰吸引等研修を実施するにあたっては広く受講者募集を行い、登録研修機関が設置する事業所又は関連する事業所に所属する者以外の受講者の受け入れを行うこと。

### (補助対象事業)

第4条 この補助金は、前条に規定する者が喀痰吸引等研修を実施するために必要な機械器具等を整備する事業を対象とする。

- 2 前項の事業の実施にあたっては、県内に事業所を有する中小企業者への発注に努めること。

### (補助対象経費)

第5条 この補助金は、別表の第1欄に掲げる経費を対象とする。

### (補助金の交付額)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表の第1欄に定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方

の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付申請)

第7条 この補助金の申請は、別に定める期日までに、補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添付して島根県知事（以下、「知事」という。）に提出するものとする。

(変更等の申請)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別に定める期日までに、補助金変更交付申請書（第2号様式）に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第9条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除き、事業を中止し、又は廃止した場合には、交付した補助金の一部、又は全部の返還を求める場合がある。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械器具等については、知事が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに知事に報告しなければならない。なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業が完了する日（事業を中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(補助金の概算払)

第 10 条 この補助金は、知事が必要と認めた場合には、交付決定額の範囲内で補助金を概算払いすることができる。

(事業実績報告)

第 11 条 この補助金の実績報告は、当該事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日、又は交付決定を受けた翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第 3 号様式）に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 11 月 30 日から施行する。

## 別表

1 対象経費	2 基準額	3 補助率
喀痰吸引等研修に必要な機械器具（吸引装置一式、経管栄養用具一式、処置台又はワゴン、吸引訓練モデル、経管栄養訓練モデル、心肺蘇生訓練用器材一式、人体解剖模型）購入費	一事業者あたり 3,000 千円	10 分の 10